

## 中原特別支援学校給食調理業務等委託業者適格審査基準

### 1 学校給食に対する取組み

- (1) 特別支援学校に学ぶ児童生徒の健康について深い理解を示し、適正な特別支援学校給食の普及充実が図れるような取組みができると認められること。
- (2) 児童生徒たちのために“より安全でよりおいしい”学校給食を提供するための理解や方針を有し、その実現に向けての研究・取組みができると認められること。
- (3) 教育としての学校給食に深い理念を示し、食の面から児童生徒たちの教育に携わることの重要性や、児童生徒及び学校関係者等へのあいさつや声かけなど、ふれあいの重要性に係る従業員教育ができると認められること。
- (4) 学校行事等へ積極的に参加し、学校との連携に努め、学校運営に協力的であると認められること。
- (5) 県教育委員会、所轄の保健福祉事務所及び学校薬剤師等の立入検査や工事等により清掃及び立会いが必要な場合に協力的であると認められること。

### 2 学校衛生管理

- (1) 自社において、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定めた「学校給食衛生管理の基準」に基づいた衛生管理マニュアルを確立し、現に他において、これに基づき調理業務を行っていることと認められること。
- (2) 佐賀県学校給食衛生管理基準「学校給食の手引」を履行する能力を有すると認められること。
- (3) 定期的に設備衛生項目等の抜打ち検査を自主的に実施し、安全衛生管理を徹底していると認められること。
- (4) 食品の安全管理に関する従業員教育が万全であると認められること。
- (5) 安全、衛生及び調理技術に関する意識や資質向上のため、佐賀県等が主催する研修会等に従業員を参加させることができると認められること。
- (6) 従業員の健康管理（定期的な健康診断や検便等の実施）が十分に行われると認められること。

### 3 業務遂行能力

- (1) 学校が別に定める「中原特別支援学校給食調理業務等委託仕様書」に基づく業務を継続して安定的に履行する能力を有していると認められること。
- (2) センター方式、若しくはセンター方式に類似した給食調理業務の実績があると認められること。
- (3) 指揮・命令系統が確立しており、学校からの指示が迅速に現場の従事者に伝わって遂行できる体制が整備されていると認められること。
- (4) 突然の交代要員や突発的な事態に対して、十分に対応できる体制やシステムが整備されていると認められること。
- (5) 契約業務の履行をすることができなくなった場合、その業務を継続して行うことのできる保証人をたてることができると認められること。

### 4 事業実績要件

学校給食の調理業務等委託実績を有する業者又は学校給食と同等と認められる調理業

務等委託実績を有する業者であること。

## 5 信用状況

- (1) 会社履歴及び経営状況が正常で良好と認められること。
- (2) 特定給食調理業務を引き続いて5年以上営み、実績及び経験が豊富であると認められること。
- (3) 食品及び衛生管理に関する関係諸法令を遵守していること。
- (4) 営業に関して、過去3年間に行政処分を受けたことがないこと。
- (5) 公衆衛生上重大な事故を起こしたことがないこと。
- (6) PL法に基づく賠償責任保険に加入していること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

附則 信用状況の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。